

「橋渡し人材のスキル認定の基準」について

資料 5－1 「橋渡し人材のスキル認定の基準」の概要等について

資料 5－2 橋渡し人材のスキル認定の基準

- 平成28年3月 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」を策定
橋渡し人材（＝内部育成の専門人材）の能力向上を図るため、研修修了者にスキル認定を行う枠組みを構築する 等
- 平成29年9月 上記方針に基づき、「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」を副CISO・副CIO連絡会議で決定
スキル認定のフレームワーク、認定基準の概要 等
- 平成30年1月 上記決定に基づき、「橋渡し人材のスキル認定の基準」を副CISO・副CIO連絡会議で決定（3月に一部改定）
スキル認定を受けるために必要な業務経験や研修についての全府省庁共通ルール

①認定基準の概要

- 各府省庁における体制の整備・人材の拡充に係る進捗状況の把握、適正な処遇の確保に資する観点から、次のように、**役職段階に対応した基準**を設定。

要件 区分	業務経験 (情報システムに係る企画等 業務・運用等業務の経験)	研修の修了		
		情報システム統一研修（総務省が提供）	各府省庁独自の研修	各種資格等
係員スキル認定	係員での経験 2年以上	係員はA・B、係長はA・B・C、課長補佐はA・B・C・D	情報システム統一研修と同等 以上と認められるもの	情報システム統一研 修と同等以上と認めら れるもの
係長スキル認定	係員又は係長級での 経験 2年以上	〔A〕 ・電子政府基礎 ・情報システム入門 〔B〕 ・プロジェクト管理基礎 ・情報セキュリティ基礎 ・情報システム新任者 〔C〕 ・ネットワーク基礎 ・データベース基礎 ・情報セキュリティ管理 〔D〕 ・プロジェクト管理 ・システム監査 ・システム運用・保守 ・業務の見直しと調達の計画 ・IT調達と発注管理 ・情報セキュリティ技術 ・情報セキュリティ運用	・ITパスポート研修（金融庁） ・コンピュータ研修（法務省） ・国税庁税務大学校 専門官 基礎研修（財務省） ・システム運用管理者講習会 （農林水産省） ・セキュリティ・IT人材育成研修 （国土交通省） 等	・ITパスポート試験 ・プロジェクトマネージャ 試験 ・システム監査技術者 試験 等
課長補佐スキル 認定	係長級又は課長補 佐級での経験 3年以上			

②スキル認定の流れ

- **各府省庁において**、個々の職員の業務経験や情報システム統一研修の修了判定等を受けて、「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」及び「認定基準」に基づき実施。認定権者は、**例えば副CISO・副CIO等を想定**。

橋渡し人材のスキル認定の基準

平成 30 年 1 月 31 日
サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定
平成 30 年 3 月 30 日
一部改定

1 はじめに

「橋渡し人材のスキル認定の基本的な考え方」（平成 29 年 9 月 5 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、橋渡し人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

2 スキル認定の区分

橋渡し人材のスキル認定は、橋渡し人材として職務を遂行するために必要となるセキュリティ・IT に係る知識及び一定の職務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」及び「課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定」に区分するものとする。

3 スキル認定の基準

スキル認定は、下記（１）及び（２）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする。

（１）業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、下表のとおり。

ア 係員スキル認定 行政機関、民間企業等における情報セキュリティの確保若しくは情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案若しくは

はこれらと併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務並びに関係業務（以下「情報システムに係る企画等業務」という。）又は情報システムに係る設計、構築、保守若しくは運用に関する業務（以下「情報システムに係る運用等業務」という。）に通算して2年以上従事した経験

イ 係長スキル認定 係員又は係長級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して2年以上従事した経験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定 係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

表 業務のイメージ

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ PMO業務・PMO相当業務（政府全体・府省庁内・部局内の情報システムの統括、電子政府の取組の推進等）○ P J M O業務中、特に情報システム及び情報セキュリティに係る業務（業務要件の定義、調達仕様書の作成、意見招請の実施、受入テスト計画書の作成、業務のモニタリングの実施、運用事業者作業の実績把握・確認、障害・災害発生時対応等）○ 情報セキュリティ計画、関連規程の策定と改定及び監査の業務○ 情報セキュリティ機能の管理・脆弱性対策及び事案対処の業務 |
|--|

（2）研修の修了

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、次に定める区分（別紙第1から第3までに定める区分をいう。以下同じ。）の研修を修了し、又は各種資格等を有していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙1に掲げる総務省行政管理局が実施する情報システム統一研修（以下「統一研修」という。）の修了を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙2及び別紙3に掲げる各府省庁独自の研修の修了又は各種資格等の保有をもって代えることができるものとする。

ア 係員スキル認定 A（①）、A（②）、B（①）、B（②）及びB（③）

イ 係長スキル認定 A（①）、A（②）、B（①）、B（②）、B（③）、C（①）、C（②）及びC（③）

- ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定 A（①）、A（②）、B（①）、B（②）、B（③）、C（①）、C（②）、C（③）、D1－p1、D1－p2、D1－p3、D2－p1及びD2－p2
- エ 課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定 A（①）、A（②）、B（①）、B（②）、B（③）、C（①）、C（②）、C（③）、D1－s1及びD2－s1

4 経過措置

本基準を決定する時点で既に相当の業務経験を有し、橋渡し人材の中核としての即戦力の働きが期待されるセキュリティ・IT人材を可及的速やかに橋渡し人材が着任すべきポストに着任させ、同人材の育成を速やかに進めて行くため、平成32年3月31日までの間は、上記3の記載にかかわらず、次の（1）又は（2）の要件を満たす課長補佐級職員に対しては、課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定を、（1）又は（3）の要件を満たす課長補佐級職員に対しては課長補佐（情報セキュリティ担当）スキル認定を、それぞれ行うことができるものとする。

- （1）課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して5年以上従事した経験を有する者
- （2）係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ、D1－p1、D1－p2、D1－p3、D2－p1及びD2－p2の区分の研修を修了し、又は各種資格等を有する者
- （3）係長級又は課長補佐級で情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ、D1－s1及びD2－s1の区分の研修を修了し、又は各種資格等を有する者

スキル認定の要件となる統一研修

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
30 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術、情報セキュリティ運用又は情報セキュリティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	I T 調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
29 年度	電子政府基礎	情報システム入門	プロジェクト管理基礎 (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ管理、情報セキュリティ技術、情報セキュリティ運用又は情報セキュリティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース基礎 (データベース技術で代替可能。)	情報セキュリティ管理	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	I T 調達と発注管理	情報セキュリティ技術	情報セキュリティ運用
28 年度	電子政府基礎	情報システム入門 (共通キャリア・スキルフレームワーク レベル 1)	プロジェクト管理 (基礎) (プロジェクト管理で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理)、情報セキュリティ (技術) 又は情報セキュリティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代替可能。)	情報システム新任者	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)	プロジェクト管理	システム監査	システム運用・保守	業務の見直しと調達の計画	I T 調達と発注管理	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)
27 年度	電子政府基礎	情報システム入門 (共通キャリア・スキルフレームワーク レベル 1)	プロジェクト管理 (基礎) (電子政府 I (プロジェクト管理) で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理) 又は情報セキュリティ (技術) で代替可能。)	電子政府 (情報システム新任者)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)	電子政府 I (プロジェクト管理)	—	電子政府Ⅲ (システム運用及び保守)	電子政府Ⅱ (システム調達-調達の計画)	電子政府Ⅱ (システム調達-提案依頼・契約)	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)
26 年度	電子政府基礎	情報システム入門 (共通キャリア・スキルフレームワーク レベル 1)	プロジェクト管理 (基礎) (電子政府 I (プロジェクト管理) で代替可能。)	情報セキュリティ基礎 (情報セキュリティ (管理) 又は情報セキュリティ (技術) で代替可能。)	電子政府 (情報システム新任者)	ネットワーク基礎 (ネットワーク技術で代替可能。)	データベース技術	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)	電子政府 I (プロジェクト管理)	—	電子政府Ⅲ (システム運用・保守)	電子政府Ⅱ (システム調達-調達の計画)	電子政府Ⅱ (システム調達-提案依頼・契約)	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)	情報セキュリティ (管理) 及び情報セキュリティ (技術)

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 － p 1	D 1 － p 2	D 1 － p 3	D 2 － p 1	D 2 － p 2	D 1 － s 1	D 2 － s 1
25 年度	情報化施策 基礎	－	プロジェクト管理（基礎） （プロジェクト管理（PMO）又はプロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎 （情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	PMO／PJM O（情報システム担当）新任者 （PMO／PJM O構成員（情報システム担当）基礎で代替可能。ただし、平成 27 年度以降の電子政府基礎の修了が条件。）	ネットワーク基礎 （ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理（PMO） （プロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	－	－	調達管理 （調達計画）	調達管理 （提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
24 年度	情報化施策 基礎	－	プロジェクト管理基礎 （プロジェクト管理（PMO）又はプロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎 （情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	PMO／PJM O（情報システム担当）新任者 （PMO／PJM O構成員（情報システム担当）基礎で代替可能。ただし、平成 27 年度以降の電子政府基礎の修了が条件。）	ネットワーク基礎 （ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理（PMO） （プロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	－	－	調達管理 （調達計画）	調達管理 （提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
23 年度	情報化施策 基礎	－	プロジェクト管理（基礎） （プロジェクト管理（PMO）又はプロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎 （情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	PMO／PJM O 新任者 （PMO／PJM O 構成員基礎で代替可能。ただし、平成 27 年度以降の電子政府基礎の修了が条件。）	ネットワーク基礎 （ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理（PMO） （プロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	－	－	調達管理 （調達計画）	調達管理 （提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
22 年度	情報化施策 基礎	－	プロジェクト管理基礎 （プロジェクト管理（PMO）又はプロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	情報セキュリティ基礎 （情報セキュリティ（管理）又は情報セキュリティ（技術）で代替可能。）	PMO／PJM O 新任者 （PMO／PJM O 構成員基礎で代替可能。ただし、平成 27 年度以降の電子政府基礎の修了が条件。）	ネットワーク基礎 （ネットワーク技術で代替可能。）	データベース技術	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	プロジェクト管理（PMO） （プロジェクト管理（PJM O）で代替可能。）	－	－	調達管理 （調達計画）	調達管理 （提案依頼・契約）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）	情報セキュリティ（管理）及び情報セキュリティ（技術）
21 年度	情報化施策 1A（電子政府関連）	－	プロジェクト管理Ⅰ （プロジェクト管理Ⅱで代替可能。）	情報セキュリティⅠ （情報セキュリティⅡ又は情報セキュリティⅢで代替可能。）	PMO／PJM O 新任者	ネットワーク基礎 （最新情報技術（ネットワーク）で代替可能。）	最新情報技術（データベース）	情報セキュリティⅡ及び情報セキュリティⅢ	プロジェクト管理Ⅲ （プロジェクト管理Ⅱで代替可能。）	－	－	調達管理Ⅱ	調達管理Ⅲ	情報セキュリティⅡ及び情報セキュリティⅢ	情報セキュリティⅡ及び情報セキュリティⅢ

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
I Tパスポート研修 (金融庁)		○													
情報セキュリティマネジメント研修 (金融庁)				○				○							
コンピュータ研修 (eラーニング) (法務省)		○				○	○								
財務総合政策研究所 融資事務研修 (通信制) I Tパスポートコース (財務省)		○													
国税庁税務大学校 専門官基礎研修 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 普通科 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 社会人基礎研修 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 専科 (財務省)		○													
国税庁税務大学校 本科 (財務省)		○													
国税庁 プロジェクト管理者研修 (財務省)			○						○						
国税庁 アプリケーションエンジニア研修 (財務省)		○	○				○								
国税庁 情報システム (S E) 研修 (財務省)				○		○									
国税庁 オープンシステム研修 (集合研修) (財務省)											○				
国税庁 システムアドミニストレータ上級研修 (財務省)				○		○		○							
国税庁 情報セキュリティ研修 (財務省)				○				○							
システム運用管理者講習会 (農林水産省)					○										
総合課程 情報ネットワーク・セキュリティ基礎研修 (国土交通省)	○			○	○	○		○							

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
総合課程 情報システム 調達管理研修 (国土交通 省)	○		○		○							○	○		
航空保安大学校航空電子 科研修 (国土交通省)		○				○									
航空交通管制技術職員基 礎研修 (国土交通省)		○				○									
システム専門官基礎研修 (国土交通省)	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
ISAD プロジェクトマネ ジメント特別研修 (国土 交通省)			○						○						
ISAD セキュリティ特別 研修 (国土交通省)				○				○						○	
情報管理研修 (Ⅱ) (国 土交通省)						○								○	
セキュリティ・I T人材 育成研修 (国土交通省)				○				○							○
情報管理研修 (Ⅰ) (国 土交通省)				○		○									
管区情報通信業務ネット ワーク技術研修 (東京管 区气象台) (国土交通 省)				○		○									
管内情報通信業務能力・ 技術力向上に関する技術 指導研修 (大阪管区気象 台) (国土交通省)				○		○									
管内情報通信業務能力・ 技術力向上に関する技術 指導研修 (沖縄气象台) (国土交通省)				○		○									

スキル認定の要件となる各種資格等

※ 平成 13 年以降のいずれかの試験に合格していることを要件とする。

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 - p 1	D 1 - p 2	D 1 - p 3	D 2 - p 1	D 2 - p 2	D 1 - s 1	D 2 - s 1
I T パスポート試験		○													
情報セキュリティマネジメント試験		○	○	○											
基本情報処理技術者試験		○	○	○											
応用情報処理技術者試験		○	○	○		○	○	○							
I T ストラテジスト試験		○	○	○		○	○	○							
システムアーキテクト試験		○	○	○		○	○	○							
プロジェクトマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
ネットワークスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○						○	
データベーススペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
エンベデッドシステムスペシャリスト試験		○	○	○		○	○	○							
I T サービスマネージャ試験		○	○	○		○	○	○	○		○				
システム監査技術者試験		○	○	○		○	○	○		○					
情報セキュリティスペシャリスト試験→情報処理安全確保支援士試験（法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む。）		○	○	○		○	○	○						○	